

地方支分部局の名称	地方厚生局
省等の名称	厚生労働省
回答担当課名	大臣官房地方課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

地方厚生局の業務は、従来の地方医務局の所掌事務である国立病院及び国立療養所に関する事務と地区麻薬取締官事務所の所掌事務である麻薬、覚せい剤等の取締りに関する業務に加え、新たに移管された 地方公共団体向け補助金等の執行事務、 医療監視、薬事監視業務、 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等事務、 医療法人、社会福祉法人の認可、指導監督等の事務、 衛生、福祉関係各種養成施設の指定等事務、 医師等の国家試験に関する事務、 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導事務、 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の指導監督事務、 検疫所の管理事務（共済関係事務）等の事務である。

設置の必要性について

地方厚生局は、中央省庁等改革基本法に基づき、国の行政機関における政策の企画立案機能と事業実施機能を分離することを基本とし、平成13年1月6日の中央省庁の再編にあわせ、これまでの地方医務局及び地区麻薬取締官事務所を統合し、7局1支局1支所の体制で設置されたところである。

地方厚生局が担う業務は、

- (1) 薬事監視及び医療監視業務等の監視及び指導監査業務を通じて、法及び制度に定められた趣旨を国として一律により身近な各ブロックごとに実施するとともに、社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しにも反映させる必要があること。
- (2) また、複数の都道府県にまたがる医療法人、中小企業等協同組合、社会福祉法人、消費生活協同組合等に対する許認可事務等は、都道府県単独では事務ができないことから、国の機関が事務を所掌する必要がある。

さらに、

- (3) 麻薬取締捜査等の業務については、麻薬・覚せい剤等の乱用は、国民の保健衛生に危害を及ぼすのみならず、犯罪の誘発など社会秩序にも大きな害を及ぼすものであるため、世界的規模で規制が行われ、国際条約においても麻薬の管理は国において実施するよう義務付けられており、国自らの責任においてその対策を講じていくべきものである。このため、我が国も徹底した取締りを行っているが、薬物犯罪の捜査や鑑定には薬物に関する専門知識や体制の整備が不可欠であり、このため薬物犯罪専門の捜査機関として麻薬取締部が設置されている。

2 管轄区域の設定理由について

中央省庁等改革基本法に基づく省庁再編に併せ、従前の地方医務局（7局1支局）と地区麻薬取締官事務所（8事務所1支所）を統合し、地方厚生局を設置したものであり、従って、管轄区域については、統合前の地方医務局及び地区麻薬取締官事務所の区域を継承している。

3 沿革について  
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について  
組織について  
(別記2)のとおり。

予算・決算について  
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

- 中央省庁等改革基本法の基本方針に基づき、
- ・本省については、政策の企画立案に関する機能を担い、
  - ・地方厚生局については、その実施に関する機能を担うこととしている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

(麻薬取締関係) 麻薬取締職員会議(年1回 管区都道府県の麻薬取締員との情報交換)

定型的事務

(許認可事務関係) 栄養士、調理師等の養成施設の指定等に係る経由事務

(補助金交付事務関係) 結核医療費負担金他22本の補助金等に係る交付申請の受付・交付決定・確定等事務

(指導・監査関係) 医療監視・薬事監視・社会福祉法人指導、介護保険事務等に関する合同監査及び合同立入検査等

(麻薬取締関係) 麻薬製造業者等への合同立入検査、薬物乱用防止大会の共同運営 など

その他不定期・臨時のもの

(健康危機管理関係) 「重症急性呼吸器症候群(SARS)に関する地方ブロック緊急会議及び技術講習会」を開催

(麻薬取締関係) 麻薬取締員との協力捜査(随時)、合同での研修等(年数回)など

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

(麻薬取締関係) 麻薬取締協議会(年1回 管区の警察、税関、海上保安庁、入国管理局等との情報交換)

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

(食品衛生関係) 食品の安全に係る意見交換会を地方農政局とともに開催(随時)

(麻薬取締関係) 他の取締機関との捜査協力、合同捜査等(随時)

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

中央省庁等改革基本法により、中央省庁等の再編に併せ、地方支分部局についてもブロック単位で総合化することにより国の行政組織の減量効率化を図ることとされており、従来から設置されていた地方医務局(7局1支局)と地区麻薬取締官事務所(8事務所1支所)を統合し、併せて、本省から移管した指導監査や許認可事務等を所掌する地方厚生局を平成13年1月に新たに設置。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
< 地方医務局 > 設置時(昭和20年度)	国立病院(旧陸海軍病院)の管理業務を行うため、全国8か所に医療局出張所を設置(12月)(昭和38年4月に地方医務局と改称)。	不明
昭和55年度	中国地方医務局及び四国地方医務局を統合し、中国四国地方医務局とし、同局に四国地方医務支局を設置。(11月)	288
< 地区麻薬取締官事務所 > 設置時(昭和26年度)	麻薬及び大麻の取締りを行うため、全国8か所に麻薬取締官事務所を設置。(4月)	不明
昭和47年度	沖縄の復帰に伴い、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を設置。(5月)	170
< 地方厚生局 > 設置時(平成12年度)	中央省庁等改革基本法により、従来の地方医務局及び地区麻薬取締官事務所を統合し、併せてこれまで本省が行ってきた許認可事務や指導監査事務が移管され、7局1支局1支所(北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の各厚生局、四国厚生支局及び沖縄麻薬取締支所)の体制で設置された。(1月)	665
現在(平成15年度)	平成13年1月と同様。	739

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	四国	九州	合計	厚生労働省	
										全体	
定員数	61	63	177	81	135	68	38	116	739	81,640	
比率	0.07	0.08	0.22	0.10	0.17	0.08	0.05	0.14	0.91	100.0	

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

国立病院・国立療養所の独立行政法人化に伴い、これまでブロック内の病院・療養所の管理監督を行ってきた病院管理部門各課の廃止。  
本省からの移管業務の増加に伴い、健康課、福祉課、医事課を新たに設置。

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位:百万円、%)

区分		北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	四国	九州	合計	厚生労働省	
											全体	
一般会計	金額	510	462	1,729	674	1,230	497	298	1,022	6,422	20,055,777	
	比率	0.003	0.002	0.009	0.003	0.006	0.002	0.001	0.005	0.032	100.0	
	概要	地方厚生局所掌の一般事務処理経費										
国立病院特別会計	金額	4,702	3,717	14,341	9,670	6,465	4,177	227	5,687	48,986	979,761	
	比率	0.48	0.38	1.46	0.99	0.66	0.43	0.02	0.58	5.00	100.0	
	概要	国立病院等の統轄運営に必要な地方厚生局の人員費及び各種会議出席等旅費等										
合計	金額	5,212	4,179	16,070	10,344	7,695	4,674	525	6,709	55,408	21,035,538	
	比率	0.02	0.02	0.08	0.05	0.04	0.02	0.00	0.03	0.26	100.0	

平成16年度に予定されている変更点

国立病院特別会計については、平成16年度において国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構へ移行することに伴い、国立高度専門医療センター特別会計に改正される。  
地方厚生局として計上する特別会計予算は平成15年度限りである。

地方厚生局  
739人

- 局長
- 総務管理官
- 統括監視・監査指導官 (関東信越)
- 監視・監査指導官 (近畿)
- 上席薬事監視専門官
- 薬事監視専門官
- 上席医療監視専門官
- 医療監視専門官
- 上席社会福祉監査官
- 社会福祉監査官
- 上席介護保険指導官
- 介護保険指導官
- 上席介護サービス指導官
- 介護サービス指導官
- 統括社会保険管理官 (関東信越)
- 社会保険管理官 (近畿)

北海道、東北、関東信越、東海  
北陸、近畿、中国四国、九州

- 健康福祉部
  - 保健福祉課
  - 食品衛生課 (北海道を除く。)
  - 社会保険課 上席社会保険監査指導官
  - 総務課 社会保険監査指導官
  - 経営指導課
  - 企画調整課
  - 職員課
  - 医療課
  - 施設整備課
- 麻薬取締部
  - 情報官
  - 鑑定官
  - 調査室
  - 捜査第一課 (関東信越、近畿)
  - 捜査第二課 (関東信越、近畿)
  - 特別捜査課 (関東信越、近畿)
  - 捜査課 (関東信越、近畿を除く。)
  - 国際情報課 (関東信越)
  - 分室 (横浜、神戸、小倉)

四国厚生支局 (中国四国)

- 麻薬取締部
  - 情報官
  - 鑑定官
  - 調査室
- 総務課
- 社会保険課 上席社会保険監査指導官
- 経営指導課 社会保険監査指導官
- 企画調整課
- 職員課
- 沖繩麻薬取締支所 (九州)
  - 薬事監視専門官
  - 情報官
  - 鑑定官
  - 捜査課
- 沖繩分室 (九州)
  - 総務課
  - 経営指導課
  - 企画調整課
  - 職員課
  - 医療課
  - 施設整備課

地方支分部局の名称	都道府県労働局
省等の名称	厚生労働省
回答担当課名	大臣官房地方課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

都道府県労働局は、その事務の一部を分掌している第一線機関である労働基準監督署及び公共職業安定所の業務運営、組織管理等について指揮監督しつつ、適正な労働条件の確保・改善対策、労働災害の防止や健康の保持増進対策、労災保険の給付などを行う労働基準行政、職業相談・職業紹介、失業等給付の支給、各種雇用対策などを行う職業安定行政、男女雇用均等対策、仕事と育児・介護の両立支援などを行う雇用均等行政に係る事務のほか、個別労働関係紛争解決制度に関する事務、労働保険料の徴収等に関する事務等を実施している。

設置の必要性について

都道府県労働局が実施する事務については、  
 (1) 最低労働条件や労働安全衛生、男女均等取扱いの確保等を全国一体的に担保する必要があること、労災保険や雇用保険関係業務は、地域による企業・国民の負担の平準化、公平化等を図るため全国一体的に運営する必要があるとともに、労働災害防止や失業者の再就職促進、不正受給防止等の観点から労働基準関係業務や職業紹介業務と一体不可分に運営する必要があること、労働基準監督機関や公共職業安定機関については、ILO条約において国の機関の指揮監督の下に置かなければならない旨規定されていること等から、国の事務として、厚生労働大臣の直轄的な指揮監督の下に一体的な組織性をもって事務執行を行うことが不可欠であること  
 (2) 労働者の働く環境の整備と雇用の確保といった複数の分野にまたがる政策課題に対して、労働基準、職業安定及び雇用均等の3行政が有機的に結びつき、一体となって対応することが必要となっていることから、都道府県労働局並びにその業務の一部を分掌する労働基準監督署及び公共職業安定所を設置している。

2 管轄区域の設定理由について

都道府県労働局は、最低労働条件の履行確保のため、労働者の相談に応じ、事業主の指導を行う他、県・市町村等に対する障害者雇用率達成指導、男女雇用機会均等法等に基づく事業主指導、事業主と労働者との間の個別労働関係紛争の解決の援助等国民に対する都道府県レベルでの直接的な対人サービスを行っており、各種手続等に当たって労働者や事業主の利便を図る必要があること、本省が企画立案する全国的な政策を、地域の行政施策との整合性を図りつつ実施する上で、地域の産業施策、地域振興策等と相まった雇用対策の実施、捜査にあたっての地方検察庁や必要に応じた県警察本部等との連携など都道府県や都道府県単位の労使団体、関係機関との密接な連携の確保が不可欠であり、都道府県の行政単位と管轄区域を一致させることが効率的・効果的であること、その事務を分掌する第一線機関である労働基準監督署及び公共職業安定所を指揮監督する上で、地域の実情を踏まえたきめ細かな組織管理が必要であることから、都道府県をその管轄区域として設定しているところである。

3 沿革について  
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について  
組織について  
(別記2)のとおり。  
予算・決算について  
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

本省は、社会経済情勢の変化に対応した全国的な課題に対する政策の企画立案、対処方針の決定等に関する機能を担い、都道府県労働局は、地域の状況を踏まえた施策の企画立案、その実施に関する機能を担うとともに、管下の労働基準監督署及び公共職業安定所を含めた予算、人事等組織管理機能を担っている。

6 地方公共団体との関わりについて  
定期的会合

労働関係連絡会議  
 (目的) 都道府県労働局と都道府県との緊密な連携を確保し、国が行う職業紹介、労働時間短縮、男女雇用機会均等確保等の施策や都道府県が行う雇用施策、職業能力開発施策等双方の施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に意見交換等を実施。(開催頻度) 年3回程度 (構成員) 都道府県知事、都道府県労働主管部長、都道府県労働局長、都道府県労働局各部長  
 雇用対策推進協議会  
 (目的) 職業安定機関、地方公共団体及び経済団体等の間の雇用問題に関する相互連携の強化。(開催頻度) 年3回程度 (構成員) 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県雇用対策主管部課、事業主団体等  
 都道府県障害者雇用関係連絡協議会  
 (目的) 障害者雇用について、都道府県労働局と都道府県との間の円滑・効果的な連携及び連絡調整により、障害者の雇用を促進。(開催頻度) 年1~2回 (構成員) 都道府県労働局、都道府県雇用担当部局、必要に応じ都道府県関係部局(商工・福祉・医療・教育等)、法務局、商工関係団体、障害者団体等  
 建設労働災害防止の観点からの発注機関との会議  
 (目的) 都道府県も含む発注機関に対し、留意すべき安全衛生上の発注条件等に係る要請等を通じ、建設工事における労働災害の防止に資するため実施。(開催頻度) 年1回程度(構成員) 都道府県労働局、都道府県建設・土木関係部局、地方整備局工事事務所、日本道路公団、建設・運輸施設整備支援機構等都道府県レベルにおいて建設工事を発注する機関

定型的事務

地域雇用開発関係業務（地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画に係る年次計画に対する要望・提案等）

その他不定期・臨時のもの

不良債権処理等改革加速に伴う雇用対策会議

（目的）不良債権処理等改革を加速する過程における雇用面への影響について、中央・地方において関係省庁や地方公共団体等が情報交換を行い、対策の実施について連携を図る。（開催頻度）平成15年3月及び8月に実施

（構成員）都道府県労働局、関係地方支分部局、関係都道府県等

若年者雇用問題検討会議

（目的）地域における若年者の職業意識形成支援、就職支援等を総合的に検討し、職業能力開発関係機関や教育行政機関等との連携・協力のもと、効果的な施策展開のため体制整備を図る。（実施頻度）地方の実情による。（構成員）都道府県労働局、都道府県雇用対策主管部課、職業能力開発主管部課・私立学校主管部課、教育委員会、職業能力開発施設、事業主団体、労働団体、大学等の就職指導担当部課等）

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

港湾雇用秩序連絡会議

（目的）港湾における雇用秩序対策の推進体制の確立を図り、港湾雇用秩序対策の協議、啓蒙普及等の活動を実施。

（実施頻度）年数回（構成員）6大港の都道府県労働局、地方運輸局、労使

不法就労等外国人労働者問題地方協議会

（目的）不法就労外国人をはじめとする外国人労働者に関する諸問題について、関係行政機関が連携して施策の効果的かつ円滑な実施を図る。（実施頻度）年1回程度（構成員）地方労働局、管区警察局、地方検察庁、地方入国管理局）

交通労働災害防止関係機関連絡協議会

（目的）交通労働災害防止の各種施策について必要な周知、協議、連絡等を行う。（実施頻度）年1回程度（構成員）都道府県労働局、地方運輸局・運輸支局、県警察本部等

社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会

（目的）各社会保険事務所に設置された「社会保険・労働保険徴収事務センター」における事務を円滑かつ適切に実施するため、基本計画の策定、事務処理上の問題点の協議等を実施。（実施頻度）原則として毎月1回（構成員）都道府県労働局、地方社会保険事務局等

定型的事務

船員保険法に基づく失業等給付に係る事務に関すること（社会保険事務所と公共職業安定所）

労働基準関係法令違反被疑事件に係る事務に関すること（地方検察庁、県警察本部等）

その他不定期・臨時のもの

不良債権処理等改革加速に伴う雇用対策会議

（目的）不良債権処理等改革を加速する過程における雇用面への影響について、中央・地方において関係省庁や地方公共団体等が情報交換を行い、対策の実施について連携を図る。（開催頻度）平成15年3月及び8月に実施

（構成員）都道府県労働局、財務局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、関係都道府県等

地域産業・労働問題連絡協議会

（目的）経済産業省と厚生労働省が雇用面での対策に万全を期すため、地域レベルで、両省の取り組みや連携のあり方について議論・検討を行う。（実施頻度）年1回程度（構成員）都道府県労働局、経済産業局

共同パトロール、合同立入検査(港湾)

（目的）港湾における雇用秩序のより確実な定着を図るため、港湾雇用秩序連絡会議の構成員等関係者による共同パトロール及び関係行政機関による合同立入検査を実施（実施頻度）港湾労働法遵守旬間実施中に重点的に実施する他数回（構成員）6大港の労働局、運輸局、労使

8 地域住民との関わりの状況について

地域住民に対する広報の実施（新聞、テレビ等の地元マスコミを通じた周知広報、都道府県や市区町村の広報媒体を通じた周知広報）。

「男女雇用機会均等月間」（6月）等を設定し、社会一般に対する施策の周知等の普及啓発活動を集中的に実施。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権一括法により、地方事務官制度が廃止され、従来の都道府県の職業安定主務課と都道府県労働基準局、都道府県婦人少年室の3機関を統合し、都道府県労働局を設置。

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度未定員数	
設置時(昭和22年度)	労働基準行政に係る事務を所掌する都道府県労働基準局を各都道府県単位に設置。また、その事務の一部を分掌する労働基準監督署を各地域に設置。(5月)	9,993	
昭和40年度	職業紹介事業、雇用保険事業等を所掌する公共職業安定所の指揮監督に関する事務について、都道府県知事の機関委任事務として、各都道府県の職業安定主務課において実施。(5月)	17,509	
	女子労働者の保護等に係る事務を所掌する婦人少年局都道府県職員室を各都道府県単位で設置(昭和27年8月婦人少年室に改称)。(3月)	214	
	設置時と同様。	8,817	
昭和60年度	設置時と同様。	都道府県労働基準局及び各労働基準監督署	16,935
		都道府県職業安定主務課及び各公共職業安定所	199
		婦人少年室	8,289
平成12年度	地方分権推進一括法により、従来の都道府県労働基準局、都道府県女性少年室(平成9年に婦人少年室から改称)、都道府県職業安定主務課の三機関を統合し、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政に係る事務を所掌する都道府県労働局を各都道府県単位で47局設置。(4月)なお、労働基準監督署及び公共職業安定所については、設置時と同様。	都道府県労働基準局及び各労働基準監督署	15,132
		都道府県職業安定主務課及び各公共職業安定所	170
		婦人少年室	23,533
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様。	23,222	

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
定員数	1,226	319	292	387	299	281	455	372	314	338	588	508
比率	1.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.6	0.5	0.4	0.4	0.7	0.6
区分	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
定員数	2,467	1,013	512	290	269	229	207	470	381	587	1,064	330
比率	3.0	1.2	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.6	0.5	0.7	1.3	0.4
区分	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
定員数	220	540	1,578	1,050	222	260	188	221	406	640	429	219
比率	0.3	0.7	1.9	1.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.5	0.8	0.5	0.3
区分	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
定員数	233	304	239	1,132	248	400	351	278	248	362	256	23,222
比率	0.3	0.4	0.3	1.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	28.4
区分	厚生労働省全体											
定員数	81,640											
比率	100.0											

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

## (別記3) 予算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

区分		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
一般会計	金額	5,969	1,741	1,898	2,281	1,713	1,685	2,408	2,347	1,903	1,742	3,358	2,568
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	概要	労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保事業											
労働保険特別会計	金額	50,060	8,670	5,378	8,347	4,804	5,092	7,690	9,025	6,583	7,592	17,125	15,982
	比率	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
	概要	労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業及び雇用保険法による雇用保険事業											
合計	金額	56,029	10,411	7,276	10,628	6,517	6,777	10,098	11,372	8,486	9,334	20,483	18,550
	比率	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

区分		東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
一般会計	金額	12,331	5,094	3,247	1,603	1,656	1,447	1,197	2,652	2,099	3,096	6,090	1,676
	比率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	概要												
労働保険特別会計	金額	54,426	25,114	10,499	5,756	4,696	4,761	3,888	9,933	10,219	14,127	25,730	8,352
	比率	0.7	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1
	概要												
合計	金額	66,757	30,208	13,746	7,359	6,352	6,208	5,085	12,585	12,318	17,223	31,820	10,028
	比率	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0

区分		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
一般会計	金額	1,354	3,080	7,492	5,626	1,449	1,361	1,090	1,225	2,087	3,250	2,165	1,164
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	概要												
労働保険特別会計	金額	6,292	13,697	41,963	24,037	5,377	5,502	2,925	4,060	10,899	16,022	7,202	5,038
	比率	0.1	0.2	0.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
	概要												
合計	金額	7,646	16,777	49,455	29,663	6,826	6,863	4,015	5,285	12,986	19,272	9,367	6,202
	比率	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0

区分		香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
一般会計	金額	1,344	1,498	1,266	5,306	1,319	2,079	1,929	1,394	1,376	2,136	1,491	124,282
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
	概要												
労働保険特別会計	金額	5,099	11,341	9,213	21,977	3,826	10,157	8,605	8,755	6,331	7,729	5,200	565,096
	比率	0.1	0.1	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	7.0
	概要												
合計	金額	6,443	12,839	10,479	27,283	5,145	12,236	10,534	10,149	7,707	9,865	6,691	689,378
	比率	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4

区分	厚生労働省 全体	
一般会計	金額	20,055,777
	比率	100.0
	概要	
労働保険特別会計	金額	8,100,387
	比率	100.0
	概要	
合計	金額	28,156,164
	比率	100.0

平成16年度に予定されている変更点

特になし

都道府県労働局  
23,222人  
(四七)

局長

総務部

- 総務調整官 (東京)
- 総務課
- 会計課 (東京、大阪)
- 企画室 (北海道、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡)
- 労働保険徴収課 (愛知、大阪)
- 労働保険適用課 (愛知、大阪)
- 労働保険事務組合室 (北海道、神奈川、兵庫、福岡)
- 労働保険適用室 (北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡を除く。)
- 労働保険徴収室

労働基準部

- 監督課 (東京、愛知、大阪)
- 労働時間課 (北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡)
- 賃金課 (北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡を除く。)
- 安全衛生課 (北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡)
- 安全課 (北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡)
- 労働衛生課 (北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡)
- 労災補償課

職業安定部

- 職業安定課 (東京、大阪)
- 雇用保険課
- 職業対策課
- 雇用均等室

労働保険徴収部 (東京)

- 徴収課
- 適用課
- 事務組合課

- 地方労働審議会 (四七)(四七)(四七)
- 地方最低賃金審議会
- 紛争調整委員会

- 労働基準監督署 (三〇)
- 公共職業安定所 (三三)
- 出張所 (二〇)

地方支分部局の名称	地方社会保険事務局
省等の名称	社会保険庁
回答担当課名	総務部総務課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

地方社会保険事務局は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施、これらの事業を実施するうえでの社会保険診療報酬支払基金の指導監督、健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金との連絡調整、保険医療機関、保険医等の指導監督に関する事務を行うほか、地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌している第一線機関である社会保険事務所の監督を行っている。

設置の必要性について

社会保険関係事務については、都道府県知事の機関委任事務として、社会保険関係地方事務官が処理していたが、地方分権における機関委任事務の廃止に伴い、国の直接執行事務として整理され、社会保険関係地方事務官は厚生事務官とすることとされ、これに伴い、都道府県の組織として置かれていた保険主管課（部）及び国民年金主管課（部）についても、国の組織に移行することとされた。

このため、都道府県保険主管課（部）及び国民年金主管課（部）において行っていた、保険医療機関等の指定・取消、指導監督といった行政権限の行使及び管内の社会保険事務所の管理指導機能を含む社会保険関係事務を行う受皿組織として、社会保険庁の地方支分部局として地方社会保険事務局が設置されたものである。

2 管轄区域の設定理由について

地方社会保険事務局は、都道府県の組織であった保険主管課（部）及び国民年金主管課（部）を移行したものであり、「中央省庁改革等に係る大綱」においても、「都道府県社会保険関係業務については都道府県単位の機関に移行」とされたことから、都道府県単位の地方支分部局として設置されたものである。

社会保険関係業務については、従来から都道府県単位で行ってきており、また、医師会等関係団体の組織範囲も都道府県単位であること、医療保険業務の実施は都道府県単位で行う医療提供体制の整備との連携が不可欠であること、及び国民年金業務における市町村との連携を図る上で都道府県単位が有効であることから、地方社会保険事務局における円滑な業務執行を図るため、都道府県単位機関とすることが適当とされたものである。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

本庁においては、医療保険及び年金保険の適切な制度運営のための財政見通しと、これに併せた企画から指導までの一貫した事業の実施を行うとともに、地方支分部局と一体となって事業運営を図るため地方社会保険事務局の総合的監督を行う。

また、地方支分部局である地方社会保険事務局においては、本庁の事業運営方針に従い、管内における医療保険及び年金保険事業の実施責任を負うとともに、被保険者、受給権者等に対する第一線の窓口機関である管内の社会保険事務所の指揮監督を行い、適切かつ効率的な事業実施を図るものである。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

名称	市町村国民年金事務担当者事務打合せ・国民年金主管課長会議
目的	国民年金事業の運営について説明を行うことにより、市町村の法定受託事務である国民年金事務の円滑な推進及び国との協力・連携を図るため
開催頻度	年1～2回
構成員	市町村国民年金主管課長、国民年金事務担当者 社会保険事務局年金主管課（部）、社会保険事務所国民年金主管課

定型的事務

名称	市町村に対する国民年金事務費交付金事務（交付審査・決算審査）
所要日数	平均約2ヶ月
必要書類	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金等概算交付申請書 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金等精算交付申請書 国民年金事務費歳入歳出決算報告書 国民年金事務に係る市町村の協力・連携計画書

その他不定期・臨時のもの

事務事業	都道府県国民健康保険・老人医療主管課との共同による保険医療機関等の指導監査
目的	保険診療の質的向上及び適正化を図るため
頻度	必要に応じて随時実施
事務事業	年金教育に関する協議会
目的	中学・高校生に対する年金教育の推進及び当該事業の効率的な実施について、教育関係機関（都道府県・市町村の教育委員会の担当者等）と協議等を実施
頻度	必要に応じて随時実施

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

名称	社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会
目的	各社会保険事務所に設置された「社会保険・労働保険徴収事務センター」における事務を円滑かつ適切に実施するため、基本計画の策定、事務処理上の問題点の協議等を実施
開催頻度	原則として毎月1回
構成員	都道府県労働局、地方社会保険事務局等

定型的事務

名称	地方運輸局に対する船員保険失業保険給付金の資金交付事務
所要日数	毎月1～2日程度
必要書類	船員保険前渡資金交付要求書

その他不定期・臨時のもの

事務事業	地方厚生局との連携
目的	健康保険組合及び厚生年金基金等に対して地方厚生局が行う指導監査に際して、各都道府県毎の実地に即した指導監査を徹底するため、業務上の連携等を図る
頻度	必要に応じて随時実施

8 地域住民との関わりの状況について

各地域における社会保険出張相談所の開設
中学・高校生を対象とした年金制度の趣旨・仕組み等への理解を深めるための年金教育の実施
公的年金制度の周知を目的としたポスターコンクール等の実施
行政相談制度の理解と積極的な利用促進のため、行政評価事務局・事務所との共同による行政相談所の開設
保険医療機関等を受診された者からの疑問に答える医療相談の実施

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権一括法により、地方事務官制度が廃止され、従来の都道府県の保険主管課（部）と国民年金主管課（部）を国の組織として移行するため、社会保険庁の地方支分部局として地方社会保険事務局を設置。
--

## (別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度末定員数
設置時(37年)	政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関する事務並びに保険医療機関、健康保険組合、厚生年金基金等の指導監督に関する事務については、都道府県知事の機関委任事務として、各都道府県の民生主管部(局)において実施されていた。(7月)	13,851
昭和40年度	設置時と同様。	14,566
昭和60年度	設置時と同様。	15,852
平成12年度	地方分権一括法により、都道府県において機関委任事務として実施されていた事務が国の直接執行事務とされたことに伴い、都道府県民生主管部(局)の保険主管課(部)及び国民年金主管課(部)が統合され、社会保険庁の地方支分部局として、各都道府県単位に地方社会保険事務局が設置された。(4月)  中央省庁等再編による厚生労働省の設置に伴い、健康保険組合、厚生年金基金等の指導監督に関する事務が、厚生労働省の地方支分部局である地方厚生局へ移管された。(1月)	16,475
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様。	16,623

## (別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
定員数	841	226	220	289	205	214	307	281	237	266	402	351
比率	1.0	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4
区分	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
定員数	2,045	607	389	196	187	153	122	344	283	484	834	246
比率	2.5	0.7	0.5	0.2	0.2	0.2	0.1	0.4	0.3	0.6	1.0	0.3
区分	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
定員数	150	358	1,249	643	139	180	125	153	302	433	273	147
比率	0.2	0.4	1.5	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.5	0.3	0.2
区分	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
定員数	175	250	170	637	146	247	257	199	183	269	209	16,623
比率	0.2	0.3	0.2	0.8	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	20.4
区分	厚生労働省											
	社会 保険庁 本庁	全体										
定員数	883	81,640										
比率	1.1	100.0										

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

## (別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成15年度当初予算

(単位：百万円、%)

区分	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	
厚生保険 特別会計	金額	10,677	2,730	1,895	4,354	1,361	1,207	3,665	3,910	2,778	2,988	5,369	3,511
	比率	1.8	0.5	0.3	0.7	0.2	0.2	0.6	0.7	0.5	0.5	0.9	0.6
	概要	健康保険・厚生年金の適用、給付、徴収業務											
船員保険 特別会計	金額	204	73	66	618	6	6	29	26	4	4	7	44
	比率	3.1	1.1	1.0	9.3	0.1	0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.7
	概要	船員保険の適用、給付、徴収業務											
国民年金 特別会計	金額	3,821	1,049	1,134	1,696	965	916	1,627	2,237	1,503	1,496	4,916	4,261
	比率	2.4	0.7	0.7	1.1	0.6	0.6	1.0	1.4	0.9	0.9	3.1	2.7
	概要	国民年金の適用、給付、徴収業務											
合計	金額	14,702	3,852	3,095	6,668	2,332	2,129	5,321	6,173	4,285	4,488	10,292	7,816
	比率	1.9	0.5	0.4	0.9	0.3	0.3	0.7	0.8	0.6	0.6	1.4	1.0

区分		東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
厚生保険特別会計	金額	12,575	3,494	3,662	2,986	4,040	1,788	876	1,873	4,335	2,516	12,448	3,230
	比率	2.1	0.6	0.6	0.5	0.7	0.3	0.1	0.3	0.7	0.4	2.1	0.5
概要													
船員保険特別会計	金額	159	41	20	23	19	7	1	4	1	45	34	45
	比率	2.4	0.6	0.3	0.3	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.7	0.5	0.7
概要													
国民年金特別会計	金額	10,027	5,918	1,779	810	922	726	795	1,579	1,578	2,549	4,907	1,277
	比率	6.3	3.7	1.1	0.5	0.6	0.5	0.5	1.0	1.0	1.6	3.1	0.8
概要													
合計	金額	22,761	9,453	5,461	3,819	4,981	2,521	1,672	3,456	5,914	5,110	17,389	4,552
	比率	3.0	1.2	0.7	0.5	0.7	0.3	0.2	0.5	0.8	0.7	2.3	0.6

区分		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
厚生保険特別会計	金額	1,721	5,260	14,791	4,811	2,112	848	1,690	2,039	4,431	5,168	1,342	1,784
	比率	0.3	0.9	2.5	0.8	0.4	0.1	0.3	0.3	0.8	0.9	0.2	0.3
概要													
船員保険特別会計	金額	3	6	46	97	2	31	19	57	22	132	149	59
	比率	0.0	0.1	0.7	1.5	0.0	0.5	0.3	0.9	0.3	2.0	2.2	0.9
概要													
国民年金特別会計	金額	1,020	2,013	6,109	3,734	1,007	892	449	601	1,321	1,937	1,095	517
	比率	0.6	1.3	3.8	2.3	0.6	0.6	0.3	0.4	0.8	1.2	0.7	0.3
概要													
合計	金額	2,744	7,279	20,946	8,642	3,121	1,771	2,158	2,697	5,774	7,237	2,586	2,360
	比率	0.4	1.0	2.8	1.1	0.4	0.2	0.3	0.4	0.8	1.0	0.3	0.3

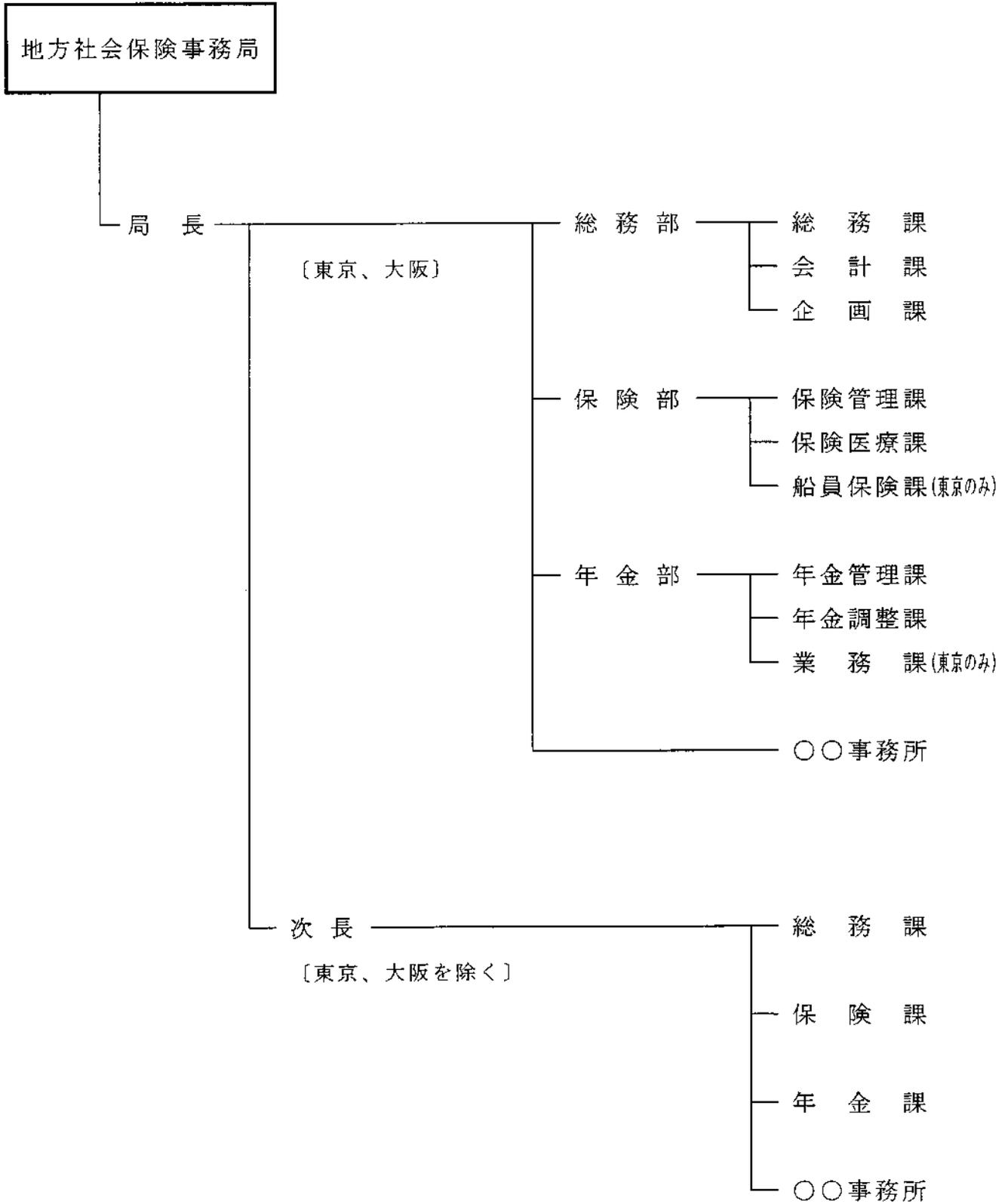
区分		香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
厚生保険特別会計	金額	2,944	3,037	1,539	14,574	2,498	2,533	5,820	3,224	2,402	3,853	1,744	188,433
	比率	0.5	0.5	0.3	2.5	0.4	0.4	1.0	0.5	0.4	0.7	0.3	31.9
概要													
船員保険特別会計	金額	36	313	191	49	10	349	198	188	145	324	18	3,930
	比率	0.5	4.7	2.9	0.7	0.2	5.2	3.0	2.8	2.2	4.9	0.3	59.1
概要													
国民年金特別会計	金額	827	1,052	702	3,247	705	1,119	1,370	764	890	1,276	1,259	92,394
	比率	0.5	0.7	0.4	2.0	0.4	0.7	0.9	0.5	0.6	0.8	0.8	57.8
概要													
合計	金額	3,807	4,402	2,432	17,870	3,213	4,001	7,388	4,176	3,437	5,453	3,021	284,757
	比率	0.5	0.6	0.3	2.4	0.4	0.5	1.0	0.6	0.5	0.7	0.4	37.6

区分		厚生労働省	
		社会保険庁本庁	全体
厚生保険特別会計	金額	401,479	589,912
	比率	68.1	100.0
概要			
船員保険特別会計	金額	2,719	6,649
	比率	40.9	100.0
概要			
国民年金特別会計	金額	67,463	159,857
	比率	42.2	100.0
概要			
合計	金額	471,661	756,418
	比率	62.4	100.0

平成16年度に予定されている変更点

特になし

【地方社会保険事務局の組織図（平成15年度末）】



地方支分部局の名称	地方農政局、地方農政事務所 北海道農政事務所 北海道統計・情報事務所
府省（庁）の名称	農林水産省
回答担当課名	大臣官房地方課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

地方農政局では、消費や生産等の現場により近い国の機関として、消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導、食品産業行政の推進、主要食糧業務の実施、生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進、農協等の検査・指導、農業農村整備事業等の実施・指導・助成、農村及び中山間地域の振興、食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握、統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供等について、地域の実情に即した各般の施策を実施している。

また、北海道にあっては、上記 及び の業務を北海道農政事務所が、上記 及び の業務を北海道統計・情報事務所が実施している。

設置の必要性について

地方農政局においては、食料の安定供給や食の安全・安心の確保等の国の責務を果たすため、例えば、牛肉のトレーサビリティ等の農林水産物の安全性の確保に関する業務、主食として極めて重要な地位を占める米穀の備蓄管理・運営や米麦の国家貿易に関する業務、食料・農業・農村基本計画で目標とする生産性や収益性の高い農業を展開していくために必要な大規模な生産基盤等の整備に関する業務といった全国的な統一性を確保する観点から国の関与が必要不可欠なもの、国家存立に関わるもので国の直接実施が必要なもの、都道府県の区域を越えるような広域的な観点を必要とするものなどを実施しており、国として本来的に果たすべき役割を担っている。

これらの業務は、地域性の大きい農業及び農村の実態を迅速かつ的確に把握しつつ、地域の実情に即して弾力的かつ機動的に実施する必要があることから、農林水産省の地方支分部局として地方農政局が設置されているものである。

2 管轄区域の設定理由について

農業は、気候その他の自然条件、社会・経済条件等の影響を大きく受け、地域性が極めて高くなっていることから、地域の実態に応じたきめ細かな農政の展開のため、地方農政局は、それぞれの地域の自然的・経済的立地条件や営農類型、作付体系等からみて、類似の地域的特性を有すると考えられるブロックごとに全国7箇所に設置されている。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

本省においては、主として政策の企画・立案、予算編成等の企画的事務を担当し、地方農政局においては、地域によって多様な形態を有する農業の地域性等を踏まえながら、主として法令、予算等に基づく実施的事務を担当している。

## 6 地方公共団体との関わりの状況について

### 定期的会合

地方農政局等が実施している業務に関し、当該業務の円滑な推進を図るため、情報提供や意見交換等を行うことを目的とした会合を多数開催（食の安全性、食品表示、植物防疫、農地制度、農業農村整備事業等）。開催頻度は、それぞれ毎年又は年に数回程度。構成員は、管内都道府県の担当部課長等。

また、地域農政の課題等について意見交換を行う懇談会や、農業農村整備事業等の円滑な推進を図るための協議会など、管内市町村長等を構成員とする会合も毎年又は年数回開催。

### 定型的事務

生産振興総合対策事業、経営構造対策事業、農業農村整備事業等の補助金に係る交付申請の受付・交付決定・確定等事務（おおむね10～30日程度、補助金交付申請書）、都道府県知事の行う農地転用許可に係る協議事務（おおむね10日、許可申請書の写し、関係権利者の同意書等）など。

### その他不定期・臨時のもの

会合としては、都道府県を対象として、米政策改革など制度・事業の改正に伴う新制度の周知徹底等を図るための会合や、BSE、鳥インフルエンザ等の緊急時等に対応した情報提供等のための会合を必要に応じ適宜開催。また、管内都道府県から、それぞれの地域の実情に応じた政策提案を受け付け、意見交換を行う会合なども随時開催。

また、事務としては、管内都道府県からの農林水産業関連自然災害被害状況の取りまとめ（被害状況概要報告書）など。

## 7 他の地方支分部局との関わりの状況について

### 定期的会合

バイオマスの利活用の推進を図るための情報交換等を行う協議会（経済産業局、地方整備局、地方運輸局等）、地域づくりに関する情報発信・連絡調整等を行う協議会（経済産業局、総合通信局、地方整備局、地方運輸局等）、公共事業の効率的な執行のための情報交換を行う連絡会（地方整備局、財務局等）などを毎年又は年数回開催。

### 定型的事務

公共事業等施行状況報告（毎月、財務局、公共事業等施行状況調）など。

### その他不定期・臨時のもの

会合としては、食品表示に関する連絡会議（地方厚生局、公正取引委員会地方事務所等）等が必要に応じ適宜開催。

また、事務としては、地方整備局が処分する水利権についての地方農政局に対する協議（協議文書等）、国営土地改良事業等の実施に伴う地方整備局等との河川協議（協議文書等）など。

## 8 地域住民との関わりの状況について

消費者、生産者等多様な主体間の意見交換を助長するため、地域農政の課題、地産地消推進、生産振興、消費拡大、農村の活性化、男女共同参画、食生活等についての幅広い意見交換を随時実施。

また、地域に出向いて、農林水産施策に関する理解を促進するため、地域農政懇談会や生協、教育関係者、食品製造業、外食産業関係者等との意見交換会などを随時開催。

## 9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権一括法に先立つ法改正（平成10年11月施行）により、2ha～4haの農地転用許可権限を国（地方農政局）から都道府県に委譲した。

平成13年1月の中央省庁等再編により、本省組織の再編と併せて、地方農政局においても組織再編を実施した。具体的には、企画調整機能の強化等のための企画調整部の新設、本省生産局及び経営局の事務を一体的に推進する生産経営部の設置、農業農村整備事業の計画策定を所掌する農村計画部とその計画に基づく事業の推進を所掌する整備部の設置等を行った。

その後、平成15年7月に、食糧事務所を含めた旧食糧庁組織の廃止、消費・安全局の設置といった本省の組織再編と併せて、地方農政局においても、消費者行政及びリスク管理業務を所掌する消費・安全部並びに主要食糧業務を所掌する食糧部の設置等を行うとともに、その分掌機関として、消費者行政、リスク管理業務、主要食糧業務を行う地方農政事務所を設置した。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和38年)	地方農政局を全国7ブロック(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)に設置。(5月)	地方農政局 6,528 食糧事務所 28,364 統計調査事務所 12,522
昭和40年度	昭和38年度と同様。	地方農政局 6,521 食糧事務所 28,329 統計調査事務所 12,506
昭和45年度	統計組織と統合し、統計調査業務を実施する総計調査部を設置。(6月)	地方農政局 16,651 食糧事務所 26,247 北海道統計調査事務所 941
昭和60年度	昭和45年度と同様。	地方農政局 13,473 食糧事務所 16,374 北海道統計情報事務所 700
平成12年度	中央省庁等再編により、本省組織が再編され、本省と連携しつつ、業務が効率的かつ円滑に推進できるよう農政局においても組織再編を実施。(1月)	地方農政局 10,804 食糧事務所 9,540 北海道統計情報事務所 443
平成15年度	旧食糧庁組織の廃止等に伴い、消費者行政及びリスク管理業務を所掌する消費・安全部並びに主要食糧業務を所掌する食糧部の設置等とともに、その分掌機関として、消費者行政、リスク管理業務、主要食糧業務を行う地方農政事務所を設置。なお、北海道においては、地方農政事務所と同様の業務を行う北海道農政事務所が設置されるとともに、北海道統計・情報事務所が設置された。(7月)	地方農政局 18,343 北海道農政事務所 454 北海道統計・情報事務所 429
現在(平成15年度)	平成15年7月と同様。	

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州	北海道農政事務所	北海道統計・情報事務所	合計	農林水産省
											全体
定員数	3,061	3,822	1,833	1,426	2,010	2,825	3,165	454	429	19,226	31,276
比率	9.8	12.2	5.9	4.6	6.4	9.0	10.1	1.5	1.4	61.5	100.0

注:地方農政局のブロック別の定員数は、平成16年1月1日現在の定員数によるため、合計と一致しない。各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額

(単位:百万円、%)

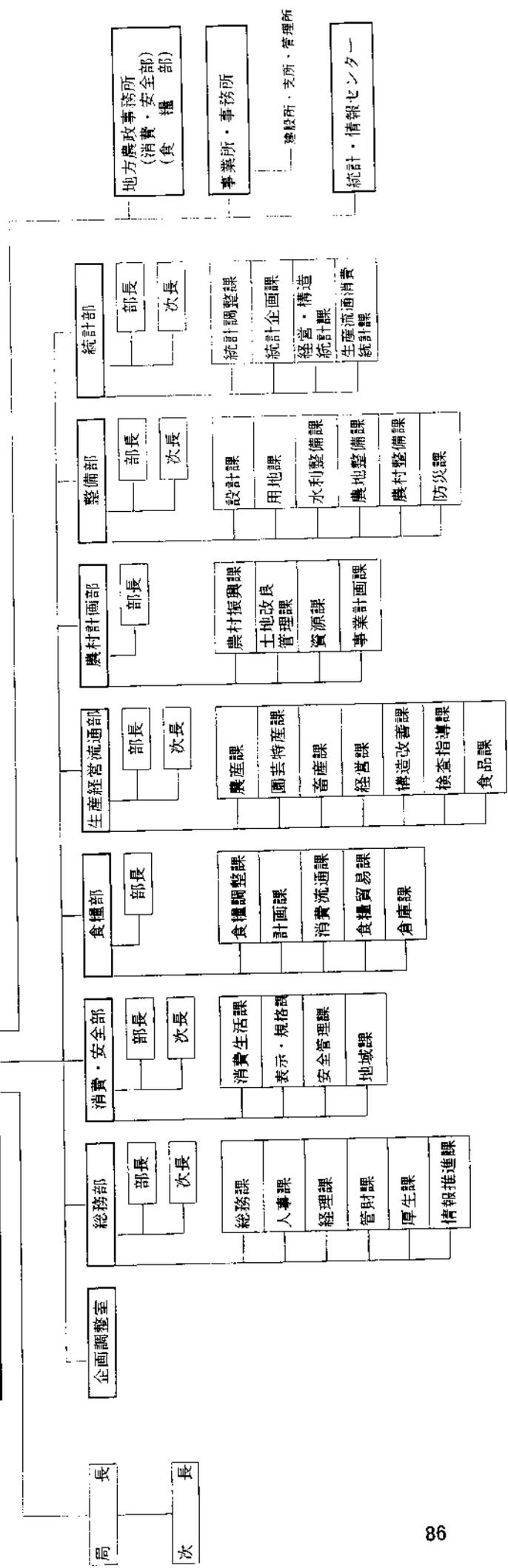
区分		東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州	北海道農政(食糧)事務所	北海道統計・情報事務所	合計	農林水産省
												全体
一般会計	金額	158,184	133,937	93,472	52,678	62,299	144,139	169,553	578	3,176	818,016	3,173,270
	比率	5.0	4.2	2.9	1.7	2.0	4.5	5.3	0.0	0.1	25.8	100.0
	概要	農林水産業の構造改革の推進、都市と農山漁村の共生・対流による地域の活性化等										
農業経営基盤強化措置特別会計	金額	1,709	1,146	532	454	488	788	1,349			6,466	30,663
	比率	5.6	3.7	1.7	1.5	1.6	2.6	4.4			21.1	100.0
	概要	農地保有合理化措置や農業改良資金及び就農支援資金の貸付け										
国営土地改良事業特別会計	金額	55,557	35,851	38,143	14,022	18,905	34,515	62,455			259,448	577,816
	比率	9.6	6.2	6.6	2.4	3.3	6.0	10.8			44.9	100.0
	概要	国が行う土地改良事業の工事、受託工事及び直轄調査										
食糧管理特別会計	金額	10,292	14,068	6,622	4,488	72,690	11,110	10,467	2,536		132,273	1,637,014
	比率	0.6	0.9	0.4	0.3	4.4	0.7	0.6	0.2		8.1	100.0
	概要	主要食糧の売買、米穀の備蓄等										
合計	金額	225,742	185,002	138,769	71,642	154,382	190,552	243,824	3,114	3,176	1,216,203	5,418,763
	比率	4.2	3.4	2.6	1.3	2.8	3.5	4.5	0.1	0.1	22.4	100.0

注:本省の全体欄は、内閣府や国土交通省の支出額を含む。

平成16年度に予定されている変更点

特になし

地方農政局 (東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)



地方農政事務所  
(消費・安全部)  
(食糧部)

事業所・事務所  
建設所・支所・管理所

統計・情報センター

北海道農政事務所  
(消費・安全部) (食糧部)

北海道統計・情報事務所  
統計・情報センター

地方支分部局の名称	森林管理局
省等の名称	林野庁
回答担当課名	管理課

1 業務概要と必要性について  
業務概要について

森林管理局では、国民共通の財産である国有林野の整備の推進及び保全の確保を行うため、地域ごとの管理経営計画等の樹立、森林の整備、産物の売払い、土地の貸付等といった国有林野の管理経営、森林治水事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業等を実施している。

設置の必要性について

国有林野の管理経営等（地域ごとの管理経営計画等の樹立、森林の整備、産物の売払い、土地の貸付、森林治水事業の実施及び林野の保全に係る地すべり防止事業の実施等）は国有財産の管理・処分の一環として、国が統一的に実施することが必要、かつ、効率的である。また、こうした管理経営等は、全国的な統一性を確保しつつも、森林の特性や地域の実状を反映させながら、適切かつ効率的に行う必要がある。

2 管轄区域の設定理由について

国有林野事業の抜本的改革の中で、国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換することにより、国の業務を、保安全管理、森林計画等の業務に限定し、伐採、造林等の事業の実施は民間に委託することとし、平成11年3月にそれまでの14営林（支）局を7森林管理局に再編した。その際、気候帯、森林帯の違い、国有林野の賦存状況、保安林の指定状況、木材の流通の実態等を考慮して現在の管轄区域を設置している。

3 沿革について  
（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について  
組織について  
（別記2）のとおり。

予算・決算について  
（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

林野庁では、政策立案、全国の計画等の樹立、立法準備、予算編成等の企画的事務と、この計画、法律及び予算等に基づいた実施的業務により、業務の推進を図っている。

このうち、森林管理局においては、国有林野事業における実施的業務（地域ごとの管理経営計画等の樹立、森林の整備、産物の売払い、土地の貸付等を通じての国有財産である国有林野の管理経営等）を担当し、林野庁本庁においては、主としてこれらの企画的業務を担当することにより、林野庁における事務の合理化及び効率化を図っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について  
定期的会合

国有林野所在市町村長会議

目的：管内における地域社会と国有林野事業の連帯の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

回数頻度：年1回

構成員：市町村

砂防・治山地方連絡調整会議

目的：治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理その他の事務で両者の連絡調整を要する事案について相互に協議し合う。

回数頻度：年1回

構成員：都道府県、地方整備局

林政連絡協議会

目的：林業・林産業関係諸施策の強化や研究開発の効率的な推進と普及、民有林行政と国有林経営との連携強化等を図り、もって地域における林業・林産業の振興に資する。

回数頻度：年1回

構成員：各県

森林管理局に係る主要な会合のうち、森林管理局が主催（共催）するものである。

#### 定型的事務

国有林の地域別の森林計画等の策定について関係都道府県知事及び関係市町村長との意見調整

国有林の保安林指定及び指定施業要件変更の際の関係都道府県知事及び関係市町村長への意見聴取  
森林管理局が行う主要な事務である。

#### その他不定期・臨時のもの

特になし

### 7 他の地方支分部局との関わりの状況について

#### 定期的会合

環境省・林野庁地方連絡会議

目的： 林野庁と環境省とが、その所掌する行政の推進にあたり、相互に緊密な連携、調整を図る。

回数頻度： 年1回

構成員： 環境省自然保護事務所

国有林野管理審議会

目的： 森林管理局長の諮問に応じて国有林野の管理及び処分に関する事項を調査審議し意見を述べ

回数頻度： 年1回

構成員： 財務局他

森林管理局に係る主要な会合のうち、森林管理局が主催（共催）するものである。

#### 定型的事務

地域管理経営計画等を定める際の国土交通省地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む）等との連絡調整

必要日数： 約1ヶ月

必要書類： 地域管理経営計画書等の案

国有林の地域別の森林計画を定める際の環境省自然保護事務所との連絡調整

必要日数： 2週間

必要書類： 国有林の地域別の森林計画等の案

森林管理局が行う主要な事務である。

#### その他不定期・臨時のもの

世界遺産地域連絡会議

目的： 世界遺産地域の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行う。

構成員： 環境省自然保護事務所

### 8 地域住民との関わりの状況について

国有林の地域別の森林計画等の案の縦覧

森林倶楽部、植樹祭イベントの開催

森林とのふれあいの場としての「レクリエーションの森」の提供

森林環境教育、国民参加の森林づくり活動への対応

### 9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

国有林野事業においては、中央省庁等改革に先立ち、国有林野事業の改革のための特別措置法に基づき、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとして、平成11年3月に14営林（支）局をブロック毎の7つの森林管理局に再編整備した。

## (別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和24年)	林野庁の所掌のうち、 国有林野及び公有林野官行造林地の管理経営を行うこと、 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関する事 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関する事 立木の取得、加工及び処分に関する事 営林署を指導監督すること を所掌する営林局として、全国14ブロック(旭川、北見、帯広、札幌、函館、青森、秋田、前橋、東京、長野、名古屋、大阪、高知、熊本)に設置された。	22,929
昭和33年度	「林野の保全に係る地すべり防止事業の実施に関する事」の所掌が追加された。	25,125
昭和40年度	昭和33年度末と同様	39,980
昭和53年度	「営林支局を指導監督すること」の所掌が追加された。 北海道の5営林局を再編整備し、旭川、北見、帯広及び函館の4営林局は北海道営林局の支局とし、全国10営林局4支局とした。(54年1月)	34,742
昭和60年度	長野営林局と名古屋営林局を再編整備し、名古屋営林局を長野営林局の支局とし、全国9営林局、5支局とした。(60年8月)	27,983
平成10年度	営林局、営林支局を森林管理局として、全国を7ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州)に再編整備した。この時、廃止された営林局及び営林支局の後に、16年3月31日までの暫定組織として7分局を設置した。(11年3月) 営林局の所掌を一部変更し森林管理局の所掌とした。(国有林野及び公有林野等官行造林地の管理経営を行うこと。管理経営計画の樹立その他の国有林野及び公有林野等官行造林地の管理経営を行うこと)(11年3月)	8,351
平成12年度	森林管理局の所掌を 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関する事 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事に 変更した。(13年1月)	6,929
現在(平成15年度)	平成12年度末と同様	5,551

注:年度末定員数の欄は、当該年度期首の実員数による。

## (別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	合計	農林水産省	
									林野庁本庁	全体
定員数	1,271	918	933	631	471	367	734	5,325	685	31,276
比率	4.1	2.9	3.0	2.0	1.5	1.2	2.3	17.0	2.2	100.0

注1:森林管理局のブロック別の定員数の欄は、平成15年4月1日現在の実員数による。

注2:林野庁本庁には、一般会計所属職員を含む。

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

平成11年3月の組織再編に伴い、営林局及び営林支局の廃止後に暫定的に設置した森林管理局の7分局を平成16年3月31日をもって廃止した。

## (別記3) 予算・決算関係

地方支分部局平成14年度決算額(支出済額)

(単位:百万円、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	合計	農林水産省		
									林野庁本庁	全体	
国有林野事業特別会計	金額	44,998	33,525	31,037	27,273	12,386	14,507	23,092	186,818	174,799	361,617
	比率	12.4	9.3	8.6	7.5	3.4	4.0	6.4	51.7	48.3	100.0
	概要	森林の整備、治山、保全管理、木材の生産、販売等 本省(林野庁)には利子・償還金144,339百万円、国家公務員共済組合負担金23,287百万円等を含									

平成16年度に予定されている変更点

平成11年3月の組織再編に伴い、営林局及び営林支局の廃止後に暫定的に設置した森林管理局の7分局を平成16年3月31日をもって廃止した。



地方支分部局の名称	漁業調整事務所
省等の名称	水産庁
回答担当課名	漁政課

## 1 業務概要と必要性について

### 業務概要について

- 1 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌することとされている。  
漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整に関すること。  
水産資源の保護及び培養に関すること。
- 2 具体的には、主として、次のような業務を行っている。  
内外の漁船等による密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等（漁業取締り）や外国漁船の寄港許可  
漁業法に基づく漁業の許可等についての連絡調整、漁業者・都道府県その他の関係者間における漁業に関する紛争の解決等（漁業調整）  
広域的な資源回復計画（都道府県の範囲を越えて回遊する広域的な水産資源の回復を図るための計画）の策定・実施に関する連絡調整等

### 設置の必要性について

- (1) 我が国の排他的経済水域内で、中国・韓国・ロシアとの協定により許可を受けて（国際交渉により毎年改定）、又は許可を受けずに操業する外国漁船の取締りは、国が担う必要がある。また、各都道府県の地先海面における知事管理漁業の取締りについては主として当該都道府県が担う一方で、各都道府県の範囲を越えて回遊する水産資源を対象とする大臣管理漁業の取締りについては主として国が担う必要がある。
- (2) また、漁業調整に当たっては、漁業による海面の利用は複雑に錯綜（一の魚種を同一の又は異なる海面で各種の漁法により漁獲している等）していること、多くの水産資源が各都道府県の範囲を超えて回遊すること、都道府県の地先海面の境界も必ずしも明確でないこと、等の理由から、複数の都道府県や多数の漁業者を対象に連絡調整や調停等を行い、これら関係者の利害を調整する作業が必要となることも多い。
- (3) さらに、広範囲に回遊する水産資源を対象として資源回復のための措置（放流、禁漁区の設定、減船、休漁等）を実施するためには、都道府県の範囲を越えた広域的な調整等を行うことが不可欠である。
- (4) 上記のような対応を効果的・効率的に行うためには、関係海域に近接した地に漁業調整事務所を置き、漁業取締船や漁業監督官を配置して取締りに当たらせるほか、これら海域における漁業や関係者の状況を十分に把握させた上で、調整や調停等に当たらせることが必要である。

## 2 管轄区域の設定理由について

海洋における系群（産卵・成長する海域や回遊の実態等に着眼して分類した水産資源の個体群：例えば、マサバ太平洋系群、マサバ対馬暖流系群等）その他の魚種の分布実態、各海域における漁法の実態等に応じ、効果的・効率的な取締り、調整等が図られるよう管轄区域を設定。

## 3 沿革について

（別記1）のとおり。

## 4 組織及び予算・決算について

### 組織について

（別記2）のとおり。

### 予算・決算について

（別記3）のとおり。

## 5 本省との機能分担について

全国的な又は漁業調整事務所の管轄区域を越えた観点から対応すべき事項（漁業取締船の配置方針の決定、漁業調整についての全国統一的な方針の策定、資源回復計画の策定・実施についての管轄区域を越えた調整等）については、本庁が対応する一方、各管轄区域における具体的な業務の処理（管轄区域における実際の漁業取締りの実施、管轄区域における漁業調整についての具体的な関係者との連絡調整等）については、漁業調整事務所が対応する。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

外国漁船操業対策会議

目的： 操業の安全確保  
回数頻度： 毎年  
構成員： 北海道

三陸沿岸・沖合海域漁業取締連絡協議会

目的： 取締業務に関する情勢報告や意見交換  
回数頻度： 毎年  
構成員： 三陸地方4県

日本海資源回復担当者会議

目的： 日本海北部海域における水産資源回復についての検討・調整  
回数頻度： 年1・2回  
構成員： 日本海北部沿海6道県

管区内関係府県水産主務課長協議会

目的： 各管区内地域における水産行政についての協議・連絡調整・指導等を行う。  
回数頻度： 毎年  
構成員： 関係府県（6～12府県）

\* 漁業調整事務所に係る主要な会合のうち、漁業調整事務所が主催（共催）するものである。

定型的事務

漁業に関する許認可の審査、一部は本庁に進達（1件当たり半月から1ヶ月）

漁業調整・密漁等取締り（周年）

その他不定期・臨時のもの

都道府県水産試験場との連絡調整・漁業調整・漁業調整規則改正の協議・調整

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

海上保安庁の管区本部・保安署との連絡会議

目的： 漁業取締  
回数頻度： 必要に応じ  
構成員： 海上保安庁

地区自然再生担当者会議

目的： 自然再生のため  
回数頻度： 年1・2回  
構成員： 自然再生に関わる国の出先機関（環境省及び農林水産省等の管区機関）

定型的事務

海上保安庁の管区本部・保安署との連絡調整

必要日数： 必要に応じて（1日程度）  
必要書類： 特になし

その他不定期・臨時のもの

地方検察庁への送致

目的： 逮捕した被疑者を送検するため  
回数頻度： 違法外国漁船を拿捕する毎（年30数回）

海上保安庁管区本部・保安署との（共同）取締り

目的： 漁業調整のため  
構成員： 海上保安庁

8 地域住民との関わりの状況について

地域漁業者との特定漁業（さけ・ます等）についての操業秩序確立のための懇談。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度未定員数
設置時(昭和22年)	水産物の集出荷及び資材の需給調整を図るため全国7ヶ所に水産局水産事務所を設置。	不明
昭和23年度	水産庁設置法公布とともに、水産事務所を水産庁駐在所に改組(札幌・仙台新潟・香住・徳島・福岡・名古屋)。水産物需給調整及び漁業の許可に関する事務の一部を分掌。	不明
昭和25年度	漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌するため、漁業調整事務局を設置(神戸・有明)。	79
昭和27年度	水産庁設置法改正により、水産庁駐在所を漁業調整事務所と改組。	33
昭和40年度	昭和27年度と同様。	56
昭和53年度	有明海漁業調整事務局の廃止に伴い、福岡漁業調整事務所を九州漁業調整事務所へ改組。	78
昭和60年度	昭和53年度と同様。	95
平成9年度	香住事務所を廃止し、境港に事務所を設置。	116
現在(平成15年度)	平成9年度と同様(漁業調整事務所は現在北海道・仙台・新潟・瀬戸内海・境港・九州の6ヶ所)	151

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定) (単位：人、%)

区分	北海道	仙台	新潟	瀬戸内海	境港	九州	合計	農林水産省	
								水産庁本庁	全体
定員数	23	14	12	23	16	63	151	796	31,276
比率	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	2.5	100.0

注：漁業調整事務局の定員数は、平成16年1月1日現在の実員数による。  
各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし
------

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計平成14年度決算額 (単位：百万円、%)

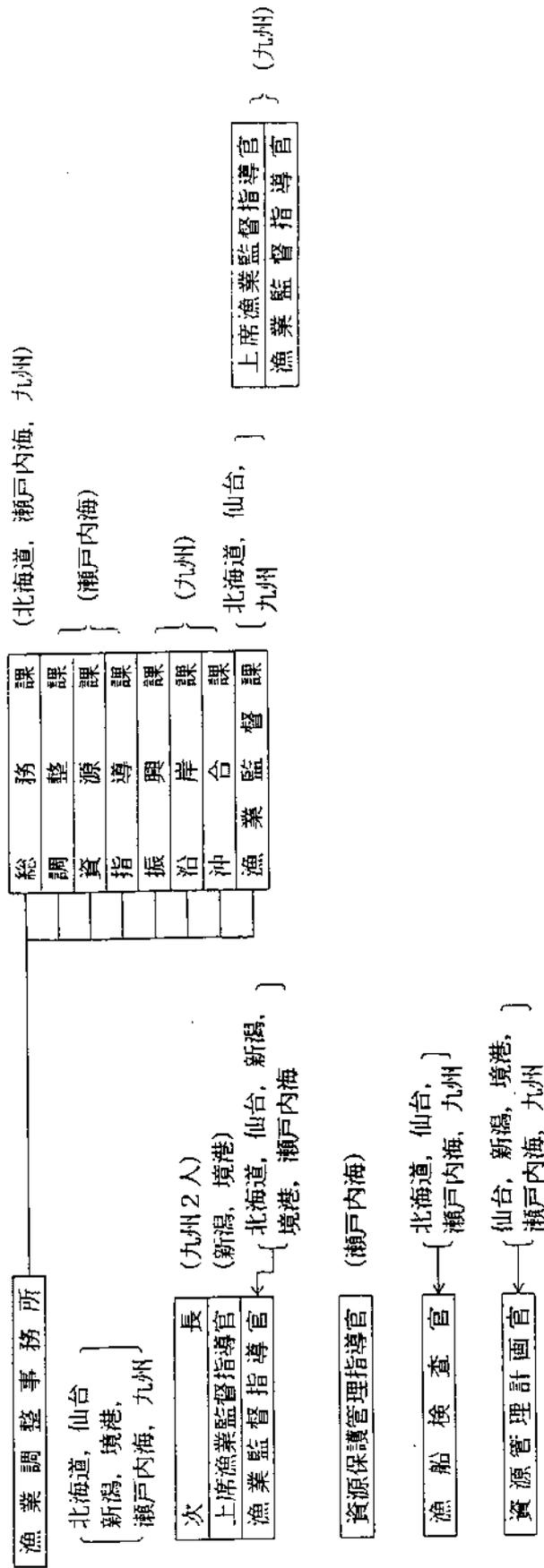
区分		北海道	仙台	新潟	瀬戸内海	境港	九州	合計	農林水産省	
									水産庁本庁	全体
一般会計	金額	185	95	102	355	135	1,025	1,897	312,446	3,173,270
	比率	0.006	0.003	0.003	0.011	0.004	0.032	0.060	9.8	100.0
	概要	漁業の取締りその他漁業調整、水産資源の保存及び管理等								

(注) 端数処理の関係で合計と一致しない。

平成16年度に予定されている変更点

特になし
------

(地方支分局) (151)



地方支分部局の名称 経済産業局

省等の名称 経済産業省

回答担当課名 経済産業政策局 地域経済産業政策課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

経済産業局では、新工ネ・省工ネ・燃料転換の推進や原子力等電源立地の推進などを通じた電力ガス安定供給、鉱物資源の合理的開発や循環型社会の形成等の資源エネルギーの安定供給と環境の保全に関する施策、災害・事故発生時などの緊急時における対応、消費者保護規制や各種製品安全規制、産業保安や電力ガスの保安規制、リサイクル・化学物質管理等の環境規制などの的確な実施を通じた国民生活安全等の確保、産学官人的ネットワーク形成や技術開発支援を通じた産業の競争力強化、中小企業の発展支援等我が国産業の発展支援等の業務を行っている。

設置の必要性について

経済産業局が担っている資源エネルギーの安定供給のための施策や、消費者保護、製品安全、産業保安、電力ガス保安等の各種規制の的確な実施による国民生活の安全・安定の確保施策などの経済産業行政の的確な実施は、我が国の社会経済活動の基盤として不可欠である。原子力災害などの大規模事故や災害発生時などの緊急事態の際には、的確な情報収集に基づく、インフラ復旧や物資供給など迅速な対応を行うことが必要である。また、地域経済の活性化・中小企業施策、産学官連携等の人的ネットワーク形成等、環境・リサイクル施策については、全国的規模・視点で行われるべき政策・競争条件の整備、制度実施等について、経済産業省本省と連携しつつ、各地域経済の実情を踏まえた施策の展開が必要である。これらの経済産業行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として、経済産業局が設置されている。

2 管轄区域の設定理由について

昭和22年5月1日に当時の商工省にて、本省の所掌事務を分掌し、各管轄との結節点となる地方支分部局として札幌商工局、仙台商工局、東京商工局、名古屋商工局、大阪商工局、広島商工局、四国商工局、福岡商工局の各局が8ブロックに設置された。管轄区域については当時の管轄を引き継いでおり、現在までに大きな変更はない。ただし、電力供給に関する管轄は電力会社の管轄と同様になっている。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

経済産業局は設置法上、経済産業省の所掌事務の大宗を分掌している。各管轄内の経済実態及び産業特性を踏まえ、経済産業省本省の経済産業行政に係る企画・立案への参画を行いつつ、地域経済における制度・施策の運用や各種規制業務の遂行などを行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

1. 原子力広報担当者会議（各地方公共団体等、年1回）
2. 関東甲信越静産業技術連携推進会議（各地方公共団体等、年1回）
3. 愛・地球博PR推進会議（各地方公共団体、商工会議所等 年1～3回）
4. 消費者取引情報連絡会議（各地方公共団体、県警等 年1回）
5. 各種防災連絡会議（各地方公共団体等 年1回） 等

定型的事務

1. 産学官連携に係る調整等
2. 産業保安関連業務
3. 各種補助金執行業務 等

その他不定期・臨時のもの

1. 経済産業省の施策に対する問い合わせ・各種相談
2. 災害時における連携等
3. 中部地域経済産業の将来展望に関する検討委員会（各地方公共団体、商工会議所、大学等）
4. 中部地域産学官連携懇談会（各地方公共団体、大学、産業界等）
5. 地域エネルギー政策講座（各地方公共団体等） 等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

1. 地域融資動向に関する情報交換会（財務局、地方公共団体等 年2回）
2. 地域産業・労働問題連絡協議会（都道府県労働局 年1回）
3. 四国地域経済に関する研究会（地方整備局、地方運輸局、日本銀行、地方公共団体等 1/2月に一回。）
4. 関東地方総合物流施策推進会議（地方整備局、地方運輸局 年1回）
5. 各種防災連絡会議（管轄内の他省庁地方支分部局、各地方公共団体等 年1回） 等

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

原子力防災訓練等（管轄内の他省庁地方支分部局、各地方公共団体等 年1回） 等

8 地域住民との関わりの状況について

消費者相談、エネルギー関係広報、原子力防災訓練等を実施。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

中央省庁改革等に伴い、通商産業局から経済産業局に名称変更された。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時 (昭和22年度)	総務部、通商部、鉱山部、電力部の4部体制にて、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、四国、福岡の全国8ブロックに商工局設置。(5月) (東京、大阪は通商関係2部体制。(計5部))	不明
昭和24年度	商工局から通商産業局へ名称変更(5月)	9,145
昭和25年度	札幌、東京、広島、福岡に石炭部設置。(8月) 福岡に鉱害部設置。(12月)	6,044
昭和27年度	通商部を商工部に改称。(大阪:通商第二部 通商部)電力部廃止。公益事業部発足。 東京、広島の石炭部廃止。(8月)	4,757
昭和40年度	昭和27年度と同様。	4,123
昭和60年度	昭和40年度と同様。	2,580
平成元年度	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8通商産業局に名称変更。 総務部廃止。総務企画部発足。鉱山部廃止。資源部発足。(7月)	2,456
平成9年度	北海道の石炭部を廃止。(6月) 商工部廃止。北海道、東北、中国、四国、九州(以下外5局)に産業部を設置。 関東、中部、近畿(以下中3局)に産業企画部、産業振興部を設置。 資源部、公益事業部を廃止。外5局に環境資源部、電力・ガス事業部を設置。 中3局に資源エネルギー部を設置。(7月)	2,377
平成11年度	九州の石炭部を廃止。国際部を新設。(3月)	2,290
平成12年度	通商産業局から経済産業局へ名称変更。(1月)	2,234
平成13年度	九州の鉱害部を廃止。(3月)	2,218
現在(平成15年度)	現在に至る。	2,202

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定) (単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	経済産業省全体
定員数	254	226	413	276	362	204	153	314	2,202	8,437
比率	3.0	2.7	4.9	3.3	4.3	2.4	1.8	3.7	26.1	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

全局とも総務企画部、地域経済部、産業部、資源エネルギー環境部の4部体制に変更予定。  
(近畿局は+通商部、九州局は+国際部の5部体制)

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額 (単位:百万円、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	経済産業省全体	
一般会計	金額	2,122	1,787	3,531	2,365	2,807	1,601	1,182	2,577	17,972	992,379
	比率	0.21	0.18	0.36	0.24	0.28	0.16	0.12	0.26	1.81	100.0
	概要	管轄内における民間の経済活力の向上、経済及び産業の発展並びにエネルギー等の安定的かつ効率的な供給の確保に資する。									
石油及びエネルギー需給高度化対策特別会計	金額	2,198	1,419	2,736	1,453	1,923	1,576	750	3,361	15,416	473,835
	比率	0.46	0.30	0.58	0.31	0.41	0.33	0.16	0.71	3.25	100.0
	概要	石油等の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資する。									
電源開発促進対策特別会計	金額	2,044	8,897	6,345	8,867	2,489	2,252	862	2,701	34,457	209,627
	比率	0.98	4.24	3.03	4.23	1.19	1.07	0.41	1.29	16.44	100.0
	概要	発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに電気の供給の円滑化を図る。									
特許特別会計	金額	83	113	202	119	145	125	79	135	1,001	100,263
	比率	0.08	0.11	0.20	0.12	0.14	0.12	0.08	0.13	1.00	100.0
	概要	特許等工業所有権に関する事務の遂行に資する。									
合計	金額	6,447	12,216	12,814	12,804	7,364	5,554	2,873	8,774	68,846	1,776,104
	比率	0.36	0.69	0.72	0.72	0.41	0.31	0.16	0.49	3.88	100.0

本省全体額については沖縄経済産業部(内閣府)分を除いているため、歳出決算報告書の数字と異なる。

平成16年度に予定されている変更点

特になし

経済産業局 2,202人

〔北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州〕

